に係る経済部各課の定期監査を執行したので、

を次の通り公表する。

昭和三十二年六月十三日

鳥取県監査委員

松 荻

地方自治法第百九十九条の規定に基き

昭和三十

その結果 一年度 鳥取県監査公告第百八十九号

監

査

公

告

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

畜 蚕 地下資源開発局 農業改良課 政 I 課 課 課 課 同 同 同 同 同

二十四日

昭和三十二年四月二十二日 執 行 年 月

監

査

所

日

二十三日

監査委員 昭和三十二年四月二十二日監査

農

政

課

松 本

原 治 治

百

荻

郎

国の新農村建設総合対策要綱に基き本年度新しく、 新農村建設事業の推進について

を進められていたが、本事業の推進に当つて県は、 十余万円(融資事業含む)をもつて新農村建設に巨步 下九地区を特別助成地域に指定し総事業費六千三百八

同 同

同

治 利 郎治

谷 原 本

定地域の適正、

事業実施の厳正等新

計画の樹立指導、

上 小

,3

絡緊密化により慎重留意されたい。 つき努力して 意と更には政府に対し助成率の引上(現行は総事業費 なお事業完了地区に対する爾後管理指導及び要綱に 農業協同組合の指導監督の徹底とこれ 図られたい。 四割以内)並びに枠の拡大等強く要請し事業の の基本計画策定の調整につい ては部内統制と連 が育成強化

K

位組合の適正運営に一層の努力を望む

るようであるから更に当局は指導監督の徹底を図

b があ

単

几

国庫

分行わ

れないために補助金の一部返還を余儀なく 補助事業に対する事務費の予算措置が財政

上十

額の義務負担は適確に予算計上し適正効率的に事業を

しめるよう財政当局

の考慮が必要である。

事業の執行運営に徹底を欠ぐ面があるので補助

金相当

これが勧奨に 農業改良縣 昭和三十二年四月二十二

一日監査

監査委員 百 松 本 利

治 郎

原 治

止

は 措置についても主管省とも折衝し適切なる措置を講す 図るべきである。なおこの種子の普及に要する予算的 農業改良普及員等をして指導確認せしめ計画の推進を べきである。 種子の活用普及に徹底を欠いでい ると思はれ るの で、

意された 乾燥機 米改良に努めて 乾燥方式の改善、 また産米改良の普及指導に当つては、 (政府より 5 V 脱穀及び包装等の技術指導により産 るが、これが末端滲透、 十台借受)等を単位農協に貸付け、 本年度より火力 普遍化に

にこれ 的 充分強化の要が認められるので組合の統合育成ととも 県内特産物の市場向生産及び出荷指導に 層努力されたい。 農業改良普及員に対する研修並びに指導につ が指導の徹底について一層努められた 農業試験場とも有機的連けいを図つて計画 出荷指導につい K に実施す なお研修計画 るよ う配慮す の樹立に当つて ついては  $\lor$ 5 は農 ては る。 な お

JU

=

特産物の生産、

上 根 败

幸

所管に対し所長は農業改良課長、 除所があつて防除指導を行つてい 防除機関として現在東、 一名のそれぞれの衆務であつて、 害虫防除組織の整備に Ħ, 0  $\lor$ 西部の三地 T るが 中 区に病害虫 西部に

貸付台数の確認並びに機具 なお県有に 専任職員を配置しているけれども、東部は一市三郡 慮の要がある。 与 られな (一七五台) 使用せしめているが、 い実状であるので、 かかる防除機具(三六四台) の利用管理に遣漏なきを期 専任者の配置につい 防除指導に万善を期 所員は農業改良課員 常時におけ は各種団体に て考 る Ø

他農業試験場が直接各種団体を通じ配布したものが一 度配布した稻原種は市町村採種ほ用とし二二石、その 底が必要である。特に米品種改良について見ると本年 石 主要農作物の品種改良につき更に末端普及指導の ح n が配 布後 0 原 種の処理並びに採種

農村山漁村建設総合対策の合理的運営につき特別 促 0) 配 され 0 農業災害補償制度の T  $\vee$ るが更に検査の完全実施に一層

即ち県下の共済組合は五七組合あつて年間

出的に監査を実

特に収穫量決

の質

適正運営について一層指導監督

の配意を望む。

の振興計画とその他特別立法による一般助成振興 定に伴う坪刈、検見等算定上の検討及び組合職員 的向上並びに掛金未收整理等に検討を要するもの 施し運営の合理化に努力されているが を通じ全組合を総合的または事業を抽

力に推進する必要があ 合に対する法定目標達成指導等に適切な措置を講じ強 不振農協の経営指導過小組合の合併促進、再建整備組 完壁を期し難い面があるのでこの点当局は考慮し更に お不振農協のうちには再建指定を受けることが適切 られるものがあるようであるが、 層配意されたい。 いるが指導陣容、予算的措置に制約され 一組合のうち一〇八組合実施 K

畜

産

課

昭和三十二年四月二十三日監査

監査委員

原

治

郞 幸

Ŧī.

農業改良資金助成事業の適確なる運営につき特に留

全なる運用に配意されたい。

術導入に伴う資金貸付(一○六件で貸付額五、九三二 即ち本年度より特別会計(国庫補助三分の二他は県費 意されたい。 が見込まれるので資金造成、償還計画の履行、代位弁 千円)等の業務を実施しているが、 により、農業施設の改良資金借入に対する債務保証へ 済後の回收対策及び貸付金の早期回収等・ 一六一件で保証額一〇、 九〇四、八〇〇円)並びに技 今後本制度の普及 本事業の健

蚕 杀 課 昭和三十二年四月二十三日監査

監査委員 松 本 治

原 治 郎

老廃桑園の改植促進に ついては更に強力実施の要が 髙

同 同

ある。 指導に努力しているが、 **蚕糸振興の根幹となる桑園の造成、** 県下の桑園状況は総面積一八、 肥培管理の

> %を県外依存している現状にかんがみ立地条件に即し また新改補植に要する桑苗は三十一年度実績量の七二 で一層努力されたい。

要するもので全体の三四・七二%を占めている。 六五六町步でこのうち六四七町步が老廃桑園で改植を

Ξ 要である。前回指導所監査に強く指摘したごとく、 措置を講じ一層行政効果を挙げしめるべきである。 **織機構特に職員管理等につき更に検討を加え適切なる** た県内生産の需給体制の確立を図ることが必要である 蚕作安定施設の強化のため土室による稚蚕共同飼育 蚕業指導所の組織強化につき更に県当局の措置が必 組

所を二十九年度より国庫補助を得て奬励に努力し飼育 並びに蚕作安定の見地から県費をもつて引継き普及奨 励を図ることが必要と思われ もつて打切られる予定であつたので、 簡素合理化を図つてきたが国の補助は本年度を 養蚕経営の改善

授精費のてい減

連けいのもとに一層普及奨励を図られたい。 畜場及び家畜保健衛生所並びに畜産諸団体との緊密な 後の種畜の増けい配置、精液輸送方法等につい 等適切なる行政施策の推進を図るべきである。 ても種 更に 今

き考慮すべきである。 導入困難とされているが、 るため特定財源の減收を考慮した場合は計画どおりの これらの購入費の財源措置は、 慮が必要である。 種牡畜の導入計画に対する予算措置につき当局の考 ら少くとも県費を投入し優良種畜の増け、 毎年種牝畜の導入計画を樹ているが 本県畜産改良の大局的見地 特定財源に依存して い確保に V

酪農振興対策事業の推進について

四

農の完壁が期し難い実情である。 集約酪農地帯の振興助長策につき鋭意努力し、 酪農振興策 ているが、 も引続き未利用地域の開発、並びに助長策を講じてき 末端における技術指導陣容が確立されず K うい ても更に和牛振興策の面 また地域外における カン らも併 本年度 酪

木曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第47号

Ø

がある。

年基礎牛の調査並びに指定を行い奨励金を交付してい

これらの指定牛に対する爾後管理特に交配指導

和牛造成奨励事業の推進に当つて更に考究すべきも

即ち優良和種種牛造成奨励規程によつて毎

るが、

昭和32年6月13日

3 2

優良種畜の拡充強化

を講ずることが必要である。 人工授精の助長策につき県の強力措置が必要である

るのでこれらの管理部門に改善を加え積極的に助長策 指導が末だその段階に至つていないことは考究を要す 計画生産と系統化等生産過程における一連の育成管理

とは好しい傾向であるが更に県は 人工授精は最近著しい進步により普及されつつあるこ

人工授精師の技術の向上

人工授精網の確立

の指導については更に一層努力されたい。 組織の確立及び集乳費の節減等酪農経営に対する一 なお生産乳に対する消費の合理化、 考慮しその伸展を考究された 15 乳質の改善、 集乳 連

五. 馬三四頭であつてあまり芳しくない。 牧場管理の万全を期し運営せしめられたい。 入牧畜の事故死等によつて影響もあつたと思われるが、 県営牧場の運営は、 本年度の入牧状況は牛一九頭、 もつとも一昨年

工 課 昭和三十二年四月二十四日監査

地下資源開発局

監査委員 利

同

荻

原 治

鄓

善

髙

幸

同 口

上

同助成法の施行に伴つて従来の企業組合貸付事業は年 **度中途に設置された中小企業振興資金助成事業会計** 中小企業振興資金助成事業の効率的運営に いつい T

7]

るよう特別の配慮が必要である。 ので県は更に本会計を強化し適切なる運営を図らしめ 本年度貸付実績二件三百五十万円で不活発である

の貸付金償還金と国庫補助金をもつて充当しているた

特別会計)に切替え運営している

が、

ح

の資金は従来

設備近代化融資について

容は、 の近代化を促進する要がある。 百万円であるが更に企業振興の面から増額考慮 分は百五十万円で結局新規貸付の対象となるも 額を商工中金が貸付を行つているが本年度繰替金の内 県は毎年繰替金五百万円を商工中金に予託し、この倍 中小企業に対する共同施設等設備の近代化を図 既設貸付分三百五十万が含まれているので新規 L Ø る 設備 は三 た

得ているが、 工業合せ本年の二倍強四億五十万円の融資枠の承認を 般融資枠 なおこれらは一般金融斡旋に大部分依存し、 億円に対し三十二年度は努力された結果商 これが導入と消化につき更に一層努力さ 本年度

Ŧī. 果等を考慮し更に一層努力されたい 信用保証協会の運営指導については同協会の監査結

いても一層努力されたい。 努力されているが更に県下の未開発地帯探査開発に ン鉱の発見に伴い地下資源開発局を設置しその促 地下資源開発は人形峠一円及び倉吉鉱山地帯のウラ 進に

七 紡績工場七百三十六万余円でこのうち興和紡績関係分 るので早期交付し整理すべきと思 在の未交付額は日本パルプ工場三百十五万余円、興和 は事業税の確定申告等もあつて若干増加するようで 工場四十万円、 工場誘致に伴う本年度奨励金交付状況は日本パル 興和紡績工場二百万円であるが更に われ る。 現 プ

八 計量器検査並びに取締につき一層計画的執行され

受検数三八、二七五件に対し不合格ニ、 本年度実施した定期検査は、 入検査九ケ町村に対し、 Ø 実績を挙げ Ź 器具一、二二〇件うち違反 た が 一七ケ市町村を対象と これ 0 結果か 〇二七件、 立

7

検討善処す

Ξ 業態別総合診断計画を策定し抽出診断による効率的運 なお診断方法は業者よりの申請に基き実施しているが 充実強化に一層留意されたい る め講習会及び巡回指導等により相当の成果を挙げてい が、診断員の不足が見受けられるのでこれが養成、 本年度における企業診断は工場診断二十四ヶ所を始

四 営を図ることが肝要と思考されるので善処されたい 災害資金損失補償の実績と今後の対策に こついて

円で今後更に損失補償発生予想額が相当額に上る見込 度県と市において損失補償した額は一百七十六万八千 また未回收金は八千六百余万円の多額に上り三十一年 鳥取大火により罹災した中小企業者に対し損失補償し の今ち回収されたものは一月末現在三億八千九百余円 た融資額は四億七千六百余万円(一、九六八件)でこ 一、九二〇件)でその回収率は八一、 市当局と一層緊密な連けい れが補償を最少限に 止 めるため強力な対策 を図つて慎重に 八〇%である。

九

にしかも効率的実施するよう一層努力されたい。

出先機関の整備並びに運営指導につき一層の配意が

されているので適正な商取引を確保する上から計画的 か受検しないものの中で不良のものが相当あると推定 と中には甚しい不良品もあつたようでありまたこのほ

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

必要である。 容の充実整備、更には試験研究項目と流通経済部面と 多年の懸案であつた大阪事務所、神戸貿易事務所の拡 措置が必要である。 機関の使命達成に障害とならないよう当課の適切なる の有機的結合等に充分考慮しこれらの諸点が試験研究 る運営指導等に当つては、試験研究費の予算的確保陣 れていることは認められるけれども工業試験場に対す 充整備、津ノ井窯業施設の払下本場吸收等努力が払わ 発 行 日 火 金

木曜日

印 発

刷 1 鳥 所取者取 県 県 県 鳥鳥 鳥取鳥取 市市 取東東 県町 町 取

印

刷

所 県